

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所に関する 指示記号	該当箇所の 見出し／文言	意見等の内容	保護 対象	保護理由	回答
1	要求水準書 (案)	4	I 3 (7)	表 I-3	設計期間10か月見込んでいるとありますが、P8「(5)開発行為に関して」での開発協議を含むと、10か月では難しいです。 開発協議のレベルや内容が不明ですが、12～15か月は必要と思います。			開発協議は開発許可と異なり、造成計画を事前に町が作成し、町が町に対して協議をするものです。 事業者が確定後は、事業者が町が事前に作成した造成計画と事業者の提案の差異を図面上で示していただくことを想定しており、開発許可申請は不要です。したがって、開発許可申請を実施するのと同様な期間は不要です。 また、募集要項公表時に施設の平面案を公表いたしますが、造成計画については、当該平面案を基に作成されていますので、ご提案の一助として活用いただければと存じます。
2	要求水準書 (案)	16	III 5	開業準備業務	開業準備業務について、設計業務、建設業務の中に入っているものがございますが、パンフレットの作成、開館イベント等は広報や運営方針と一体のものであり、運営に関する事項の業務の中で企画、管理させることが効果的かと思われます。運営業務に移動させることをご検討いただけますと幸いです。			本事業は、DBO方式に基づき、設計・建設企業と維持管理運営企業による統合的な提案を応募グループに求めるものです。したがって、開業準備業務においても、応募グループが一体となって提案することを求めており、要求水準書の変更は行いませんが、グループのどの企業が実施するかについては問いません。